団体名 社団法人東京ビルヂング協会

要 望 事 項

一 建築物の耐震改修について

1. 耐震改修に対する補助について

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、都内建築物の耐震改修は喫緊の課題であり、都は本年、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例を制定し、特定緊急輸送道路を指定したところであるが、都内の中小ビルの多くは投資余力が乏しいことから、耐震改修を迅速に完了させるためには補助金等により強力なインセンティブを付与する必要がある。

都は、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」に基づく既存建築物の耐震改修に対する補助制度をすべての特別区が早急に導入するよう各区を強力に指導するとともに、中小ビルが耐震改修への投資意欲を高める思い切った補助制度や固定資産税等の軽減措置の導入を図られたい。

また、当協会としては、国に対し法人税の特別償却などを内容とする耐 震改修促進税制の創設を要望しているところであり、都においてもその実 現に向けてご支援いただきたい。

二 改正環境確保条例について

1. 総量削減義務と排出量取引制度について

温室効果ガスの削減は、国際的な合意のもと、国が国家戦略として展開すべき施策であり、京都議定書後の国際的枠組みが未だ明確になっていない中、東京都が条例によって強制的な総量削減義務を課すことは適当でないと思われる。

また、今回の東日本大震災に伴い、発電分野における温室効果ガスの削減が困難になると見込まれるなど、条例制定時とは前提条件が大きく変化している。

さらに、本制度は、テナント専用部におけるテナントの事業活動に起因するCO2増加の責任までビルオーナーに負担させ、原因と結果責任とのバランスを欠くものとなっている。

こうした観点から、改正環境確保条例については、制度の抜本的な見直しを図っていただきたい。

三 大規模災害対策について

1. 大災害時の帰宅困難者対策について

首都直下地震の発災により交通機関や道路に被害が生じた場合、大量の帰宅困難者が発生し、大きな混乱が起きることが想定されている。特にオフィスビルには多くの就業者がいるため、帰宅困難者への対応は震災時の極めて重要な課題の一つである。

都はオフィスの就業者などを含む帰宅困難者に対して、公共施設等を計画的に提供する体制を早期に整備するとともに、オフィスビルに対して必要な物資や情報を提供するなど、帰宅困難者対策を確実に実施していただきたい。

2. 大規模災害に対する業務継続性の向上について

今般の東日本大震災を受け、我が国の中枢である東京都の行政・ビジネス エリアにおける大規模災害に対する防災性、業務継続性の向上が喫緊の課題 となっている。

このためには、民間による DCP(地区業務継続計画)、BCP(事業継続計画) の取組みを強化し、公民が連携して防災対策を強化することが欠かせないため、以下のような対策について、民間の負担を軽減し対策を加速させるためのインセンティブとなる容積率の緩和、補助金制度の創設等を実施していただきたい。

ア 地域のエネルギー調達手段の多重化

DHC(地域冷暖房)の災害対策強化、電力地域ネットワークの整備等

イ 特別な防災装置の設置

防災備蓄倉庫、非常用発電装置の設置、地域防災センターの 設置、地下の水密措置、機械室の地上階設置、免震構造の導入等